事業主の皆さまへ

１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

― １人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続が必要です ―

◆加入義務のある事業場◆

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を１人でも雇っている事業場は加入義務があります。

労災保険は、パート・アルバイトを含めたすべての労働者が加入しなければなりません。

雇用保険は、１週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ 31 日以上の雇用見込みがある労働者が加入しなければなりません。

◆労働者とは？◆

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

◆保険料は何に使われている？◆

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

問い合わせ先

香川労働局　労働保険徴収室
電話 087-811-8917
又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークまでどうぞ